

木質資源利用 ニュービジネス創出モデル実証事業

間伐の実施と間伐材の利用を一体的に実施するモデルの構築

- 木質資源利用ニュービジネス創出モデル実証事業
- 提案型未利用木質資源地域再生施設モデル整備事業（交付金による）と一体的に実施



(林野庁補助事業)

事務局：全国木材協同組合連合会

木質資源利用ニュービジネス創出モデル実証事業事務局（担当者：久田、白城、細貝）

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6階

TEL：03-3580-3215

FAX：03-3580-3226

E-mail：info@zenmoku.jp

URL：http://www.zenmoku.jp/mokukyodo/

全国木材協同組合連合会では、平成 20 年度林野庁補助事業「木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業」において、モデル実証事業を募集し、応募課題の中から 12 課題を選定して事業を実施してまいりました。事業の目的、応募要件、助成内容等は、次のとおりです。

1. 事業の目的と支援内容

本事業は公募により選定された団体が行う、間伐の実施と木質資源の総合利用モデルを構築する取り組み（既に実稼働している施設を活用した間伐材等の利用促進のための実証等）を支援し、木質バイオマス資源を総合利用する新たなビジネスモデルの創出を図るものです。

このため、木質資源利用事業者と素材生産者、森林組合等の林業事業者が共同で、または原料（チップ用材）の安定供給と利用に係る協定を締結することによって、当該チップ用材を確保するための間伐と間伐により発生する木質資源の効率的な収集、運搬、これらの木質資源を活用した新木質材料の製造、熱エネルギー利用、バイオマス発電等に総合的に取り組む事業を支援しています。

2. 助成対象経費の範囲、助成金の額、助成率

事業の実施に直接必要な経費のうち、技術者給、賃金、謝金、器具機材等の使用料及び賃借料、原材料費、役務費、消耗品費、旅費、資材調達費等です。

助成金の額は、原則として事業 1 件当たり 50,000 千円以内とします。この範囲内で事業の実施に必要な経費（自力間伐^{注1}）の実施による資材調達費を除く）の 1 / 2 以内を助成することとし、自力間伐と一体的に行う原料確保に係る資材調達費については、1 立方メートル（原木換算）あたり 6,500 円以内を定額で助成します。

注1）他の国庫補助金を使わないで応募事業者（共同実施者、協定締結先を含む）が自己資金で実施する間伐のこと（以下、自力間伐という）。

3. 応募要件

- ①自力間伐の実施と、間伐により発生する木質バイオマス資源の総合利用モデルの構築に取り組む団体、民間事業者等で、かつ、事業費（自力間伐の実施による資材調達費を除く）の 1 / 2 以上を自己負担できること。
- ②発電施設、熱利用施設、ペレット製造施設、マテリアル利用施設等の既存の木質バイオマス利用施設を活用できること。
- ③素材生産者、森林組合等の林業事業者と原料（チップ用材）の安定供給に係る協定や契約を締結することによって連携体制がとれること。

4. 事業実施期間

単年度事業として採択しますが、年度末の事業評価によって複数年度（3 年以内）実施することもあります。希望する場合は応募時に全期間にわたる事業計画の提示が必要です。

5. 平成 21 年度事業の募集

新規課題の採択が可能な見込みですが、詳細は平成 21 年 5 月中旬に全国木材協同組合連合会のホームページに掲載します。 <http://www.zenmoku.jp/mokukyoudo/>